

荷主企業 あて

国 土 交 通 省
厚 生 労 働 省トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力へのお願い
～改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分関係～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、昨年 12 月に成立した「改正貨物自動車運送事業法」において、荷主関連部分として以下の改正が行われており、これらについては、本年 7 月 1 日から施行されたところです。（※改正概要について同封致します。）

つきましては、今般の改正事項の趣旨についてご理解いただき、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要なお配慮とご理解を賜りたくお願い申し上げます。

【改正事項】

- ① 荷主の配慮義務の新設（荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務の新設）
- ② 荷主への勧告制度の拡充（対象の拡充、勧告後の公表の明記）
- ③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等
 - ・ 国土交通大臣は、違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
 - ・ 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
 - ・ 独占禁止法の不正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握した場合には、公正取引委員会へ通知します。

○国土交通省 自動車局 貨物課	TEL : 03-5253-8111(内線 41334)
○厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課	TEL : 03-5253-1111(内線 5389)
○農林水産省 食料産業局 食品流通課	TEL : 03-3502-8111(内線 4324)
○経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室	TEL : 03-3501-0092(直通)
○経済産業省 中小企業庁 取引課	TEL : 03-3501-1669(直通)

荷主関係団体 あて

国土交通省
厚生労働省トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力へのお願い
～改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分関係～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主のご理解とご協力が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、昨年12月に成立した「改正貨物自動車運送事業法」において、荷主関連部分として以下の改正が行われており、これらについては、本年7月1日から施行されたところです。（※改正概要について同封致します。）

つきましては、より多くの荷主の皆様にご周知致したく、別添の改正リーフレットを送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて、今般の改正事項の趣旨についてご理解いただき、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【改正事項】

- ①荷主の配慮義務の新設（荷主のトラック運送事業者に対する配慮義務の新設）
- ②荷主への勧告制度の拡充（対象の拡充、勧告後の公表の明記）
- ③違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土交通大臣による働きかけ等
 - ・ 国土交通大臣は、違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
 - ・ 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
 - ・ 独占禁止法の不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握した場合には、公正取引委員会へ通知します。

○国土交通省	自動車局 貨物課	TEL：03-5253-8111(内線 41334)
○厚生労働省	労働基準局 労働条件政策課	TEL：03-5253-1111(内線 5389)
○農林水産省	食料産業局 食品流通課	TEL：03-3502-8111(内線 4324)
○経済産業省	商務・サービスグループ 物流企画室	TEL：03-3501-0092(直通)
○経済産業省	中小企業庁 取引課	TEL：03-3501-1669(直通)